

○東京藝術大学音楽学部・大学院音楽研究科「宗次徳二海外留学支援奨学金」取扱要項

〔平成29年5月11日
教授会決定〕

改正 平成30年9月6日

(趣旨)

第1条 この要項は、東京藝術大学奨学金規則第4条の規定に基づき、宗次徳二海外留学支援奨学金（以下「海外留学支援奨学金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 海外留学支援奨学金は、特に優秀な学生に対し、海外留学の促進及び充実を図ることを目的とする。

(使途)

第3条 海外留学支援奨学金は次の事項について給付する。

- (1) 海外の高等教育機関への留学
- (2) 海外で開催される国際コンクールへの参加
- (3) 海外での実技指導者からのレッスン受講
- (4) 海外での語学学校への留学

(資格)

第3条 海外留学支援奨学金を受給できる者は、宗次徳二特待奨学生とし、給付決定年度の3月31日現在で在籍（当該年度の卒業、修了者を含む。）し、次年度中に海外留学が決定している者も含む。

(選考方法等)

第4条 宗次徳二特待奨学生が在籍する音楽学部又は大学院音楽研究科の各科は、各年度6月末までに前条第1号又は第2号に該当する海外留学支援奨学金受給候補者の推薦（別紙様式1）を行う。

2 海外留学支援奨学金受給者は、前条により推薦された奨学金受給候補者の中から、音楽学部学生生活委員会において審議し、教授会の意見を参考として、学長が決定する。

(受給者数)

第5条 各年度の奨学金受給者数は、別表1のとおりとする。

(奨学金給付の申請)

第6条 第3条第2号に該当する者で教授会の承認を得た者は、留学研修期間開始時までに、留学先又は研修先からの受入証明書を添えて、宗次徳二海外留学支援奨学金給付申請書（別紙様式2）を音楽学部教務係に提出するものとする。

(奨学金給付額)

第7条 奨学金給付額は、別表1のとおりとする。

(奨学金の返還)

第8条 第3条に該当する者で海外留学支援奨学金の給付を受けた者が、給付決定から1年以内に留学を開始できなかった場合、海外留学支援奨学金を返還しなければならない。

(成果報告)

第9条 第3条に該当する者で海外留学支援奨学金の給付を受けた者は、留学期間中、宗次徳二氏へ報告を兼ねた礼状を送付するとともに、その旨音楽学部教務係へ報告を行い、及び留学終了後3ヶ月以内に報告書（別紙様式3）を提出しなければならない。

(特別演奏研究員制度の目的遂行)

第10条 本学は、寄附者の指定により、海外留学支援奨学金を財源として、東京藝術大学音楽学部特別演奏研究員制度に関する要項第2条に定める目的遂行のため、必要な支援を行うことができるものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成29年5月11日から施行し、平成29年3月1日から適用する。
- 2 平成27年度東京藝術大学音楽学部学生への海外留学支援要項は廃止する。

附 則

この要項は、平成30年9月6日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

別表 1

項 目	受給者数	奨学金給付額	奨学金給付期間等
海外の高等教育機関への留学	6	1 人につき 1 年次 年額 2,000,000円	最大 2 年間
海外で開催される国際コンクールへの参加 海外での実技指導者からのレッスン受講 海外での語学学校への留学	6	1 人につき 1 年次 年額 500,000円	1 回

別紙様式 1

(元号) 年 月 日

音楽学部長 殿
大学院音楽研究科長 殿

〇〇科主任 〇 〇 〇 〇 印

標記の件について、下記のとおり推薦します。

記

推薦学生名	〇〇〇科〇〇〇専攻 〇年 〇 〇 〇 〇 生年月日 年 月 日生 (歳)
渡航先 (都市名)	
留学先教育機関名	(大学／学部・研究科など)
留学期間 (申請時点の予定)	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
留学の目的・概要	(できるだけ詳細に書くこと)

宗次徳二海外留学支援奨学金申請書

(元号) 年 月 日

音楽学部長 殿
大学院音楽研究科長 殿

申請者
所 属
氏 名

下記のとおり奨学金の給付を申請します。

記

留学先機関 :

留 学 期 間 :

申 請 額 :

※ 留学機関からの受入証明書を添付すること

宗次徳二海外留学支援奨学金 海外留学成果報告書

(元号) 年 月 日

音楽学部長 殿
大学院音楽研究科長 殿

申請者
所 属
氏 名

下記のとおり報告します。

留学先機関 :

留 学 期 間 :

成果の概要 :

※ 留学・研修先機関に在籍していたことを証明する資料（在籍証明書、成績証明書、学生証の写し等（必ず日本語訳を添付））を併せて提出すること